



法務ページ・かわら版

平成 23 年(2011 年) 11 月1日号 VOL.43
【大阪箕面市には伝統菓子もみじの天ぷらがある】



平成 23 年
第 43 号

こんにちは。秋の夜長、DS(ゲーム機の名前)で「ドラクエ」にすっかり はまり、子どもといっしょに夢中になっている、社会保険労務士・行政書士の妹尾悟です。

<「手打ちうどん」づくり体験に参加しました>

贅沢をいわなければ、いつでも好きなものが食べられる、こんな ありがたいことはありません。そんな気がきを広めるため活動されている「ふくやま食育会」さん主催の「手打ちうどん」づくりに子どもたちといっしょに参加してきました。



作り方ですが、まず、塩、水、小麦粉の順に計量していき、ボールの中でまぜあわせます。

ボールの中で小麦粉全体に水がいきわたったらOK。小麦粉のかたまりを、手でこねこねしてビニール袋に入れ、こんな感じで足で踏みます。

平べったくなったうどんをビニール袋から取り出し、たたんだあと、再び足で踏みます。

これを3回繰り返すと、うどんの生地のできあがり。その生地を、麺棒を使って伸ばし、

ひょうぶだたみにして、3ミリぐらいの太さに切ります。

6歳の次男が切ったうどんは、すべて「きし麺」状態に…()-()



こうして、できあがった ~~きし麺~~ うどんをみんなで食べました。自分で作ると、どんなうどんよりも数倍おいしく感じますね。

お問い合わせは 0866-63-3213 まで



◆今月からシリーズでお届けする「成年後見制度」。その第1回目は、成年後見人の職務である「財産管理と身上監護」について。2つの職務を通じて、成年後見制度とは何かをお伝えします。

●成年後見人の職務

書籍「成年後見教室 実務実践編」には、成年後見人の職務として『成年被後見人(※後見される人のこと。以下「本人」といいます。)の身上監護に関する事務と財産管理に関する事務のうち、法律行為とそれに付随する事実行為を行うことにより、判断能力を欠く常況にある本人を悪質な商法等から守り、本人の生活を支援すること』とあります。

このように、成年後見人の仕事は大きく2つに分けられ、介護契約の締結や施設への入所契約など「身上監護」に関するものと、預貯金の管理や払い戻し、相続に伴う遺産分轄協議など「財産管理」に関するものとなっています。

●成年後見人の職務とならないもの

逆に、成年後見人の職務とならないものをあげてみましょう。

まず、本人に対する実際の介護、看護は成年後見人の職務に含まれません。保証債務等を負担する身元保証人としての職務も範囲外です。

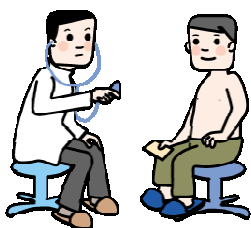
また、一身専属権である遺言を残すことや子の認知、医療行為への同意権も職務ではないとされています。

●医療行為への同意権

「医的侵襲行為」(身体に傷をつけ生命の危険を伴う行為)は、医師などの医療行為であっても、本人の同意が必要と解釈されています。

本人の判断能力が低下している場合、他に同意する人がいなければ、必要な医療行為を受けることができないことになります。

これでは、『本人の最善の利益を目指す』、後見人としての役割に沿えないこととなります。



医療行為の同意については、現在、学会や実務界(司法書士会など)から『少なくとも予防接種などの軽微な医療行為については、成年後見人にも同意権を認めるよう』働きかけがなされているところです。

●財産管理は身上監護のためにある

身上監護と対をなす、もう1つの職務である「財産管理」は、前述した「本人の最善の利益を目指す」ための、いわば活動費(原資)となるものなので、本人の生活、医療、介護にそった管理を心掛けるべきでしょう。

(文中『』書き部分は、成年後見教室 実務実践編より引用)

せのじむ独立開業物語 ～Vol.12～ 「人が前向きになるためのお手伝い」

私が社会保険労務士・行政書士の仕事をしたいと思ったのは、「イキイキと前向きに生きるためのお手伝いがしたい」、そのために私にできることは何かを考えたとき、この仕事がぴったりだと思ったからです。

職場であり、日常生活であり、人がイキイキとしている様子を見るのは気持ちがよいものです。

そんな光景があちこちで見られるようになると、世の中全体が明るく、活気に満ちた場所になるような気がします。

とりわけ、今、取り組んでいるのは、職場がイキイキとした自己成長の場となり、しかも、それが会社の業績とリンクするための研修です。

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかりますよ！！

ホームページ <http://www.senojimu.net/>